

積立金の対象とすることができる肉用牛（同項に規定する交付金の交付の対象でない者が飼養するものを含む）に限る。）

第百八十六条第二号ハを次のように改める。

ハ 肉豚（畜産経営の安定に関する法律第三条第一項第一号に規定する積立金の対象とすることができる肉豚（同項に規定する交付金の交付の対象でない者が飼養するものを含む）に限る。）

第百八十七条第二項第三号中「昭和三十六年法律第百八十三号」を削り、「第二十一条各号」を「第四条各号」に、「第二十一条」を「第十四条」に改める。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

国土交通省令第六十七号

生産緑地法（昭和四十九年法律第六十八号）第十条第二項の規定に基づき、生産緑地法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年九月五日

生産緑地法施行規則の一部を改正する省令

生産緑地法施行規則（昭和四十九年建設省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

国土交通大臣 石井 啓一

改正後

（国土交通省令で定めるところにより算定した割合）

第三条 法第十条第二項の国土交通省令で定めるところにより算定した割合は、次に掲げる割合とする。

一 次号に掲げる生産緑地以外の生産緑地にあつては、次に掲げる割合

イ 法第十条第二項の規定による申出があつた日に主たる従事者が六十五歳未満である場合においては、当該者が生産緑地に係る農林漁業の業務に一年間に従事した日数の八割

改正前

（国土交通省令で定めるところにより算定した割合）

第三条 法第十条第二項の国土交通省令で定めるところにより算定した割合は、次に掲げる割合とする。

一 法第十条第二項の規定による申出があつた日に主たる従事者が六十五歳未満である場合においては、当該者が生産緑地に係る農林漁業の業務に一年間に従事した日数の八割

満である場合においては、当該者が生産緑地に係る農林漁業の業務に一年間に従事した日数の八割

口 法第十条第二項の規定による申出があつた日に主たる従事者が六十五歳以上である場合においては、当該者が生産緑地に係る農林漁業の業務に一年間に従事した日数の七割

二 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第五十八号）第二条第二項に規定する特定農地貸付けの用に供される生産緑地地区の区域内の農地又は都市農地の賃借の円滑化に関する法律（平成三十年法律第六十八号）第五条に規定する認定都市農地若しくは同法第十条に規定する特定都市農地貸付けの用に供される都市農地にあつては、主たる従事者が生産緑地に係る農林漁業の業務に一年間に従事した日数の一割

附則

この省令は、公布の日から施行する。

告

示

厚生労働省令第三百十九号

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第四十八条の十七第一項第一号及び第二号に規定する厚生労働大臣の指定を受けた講習については、実施機関の所在地及び時間を次のように変更する旨の届出があつたので、公示する。

平成三十年九月五日

職業能力開発促進法施行規則第四十八条の十七第一項第一号に規定する厚生労働大臣の指定を受けた講習の実施機関の所在地の変更

厚生労働大臣 加藤 勝信

講習	実施機関の名	変更前の実施機関の所在地	変更後の実施機関の所在地	変更年月日
悠久の風キャリアコンサルタント知識講習	悠久の風株式会社	京都府京都市中京区錦小路通室町東入占ルヤマチユウビル三階	大阪府大阪市東淀川区東淡路二丁目十六番六号一階	平成三十年七月二日
悠久の風キャリアコンサルタント技術講習	悠久の風株式会社	京都府京都市中京区錦小路通室町東入占ルヤマチユウビル三階	大阪府大阪市東淀川区東淡路二丁目十六番六号一階	平成三十年七月二日

2 職業能力開発促進法施行規則第四十八条の十七第一項第二号に規定する厚生労働大臣の指定を受けた講習の実施機関の所在地の変更